

# 用語の解説

## 1. 用語の解説

### (1) 共通事項（人口動態統計及び医療施設調査・病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査）

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 表章記号の規約                | —         |
| 計数のない場合                | —         |
| 統計項目のありえない場合           | ・         |
| 計数不明又は計数を表章することが不適切な場合 | …         |
| 表章単位の2分の1未満の場合         | 0.0, 0.00 |
| 減少数(率)の場合              | △         |

\*掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

### (2) 人口動態統計

低 体 重 児 体重2,500グラム未満の出生児をいう。平成6年までは体重2,500グラム以下を低体重児として集計していたが、平成6年の母子保健法の改正により平成7年から2,500グラム未満を集計した。

合計特殊出生率 再生産年齢（15歳から49歳まで）にある女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表す。

自 然 増 減 出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳 児 死 亡 生後1年未満の死亡をいう。

新 生 児 死 亡 生後4週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。

妊 娠 期 間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。（昭和53年までは、数えによる妊娠月数）

早期：妊娠満37週未満（259日未満）

正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日）

過期：妊娠満42週以上（294日以上）

死 产 妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいう。死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないものをいう。

自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

(イ) 胎児を出生させることを目的とした場合

(ロ) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

#### (参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかの、妊娠第4月以降のものも人工死産に含まれることになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来、「通常妊娠8月末満」から「通常妊娠第7月末満」に改められた。

(昭和51年1月20日厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来の「通常妊娠第7月末満」から「通常妊娠満23週以前」に表現が改められた。

(昭和53年11月21日厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準は、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改められた。

(平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

周産期死亡　　妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。

#### 施設の種類

病院　　医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所　　医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護老人保健施設　　要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

助産所　　助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

老人ホーム　　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

#### 離婚の種類

協議離婚　　戸籍法上の届出によって成立するが、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意志の合致のない離婚は無効である。

裁判離婚　　裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。

調停離婚　　当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

審判離婚　　調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる。当事者が、2週間内に異議を申し立てると、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する。

和解離婚　　離婚訴訟上において和解ができる。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

認諾離婚　　離婚訴訟上において請求の認諾ができる。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

判決離婚　　調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる。

### (3) 医事薬事統計（医療施設調査・病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査）

|                   |   |
|-------------------|---|
| 医 療 施 設           | 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規程により診療所とみなされるものを含む。）をいう。ただし、保健所を除く。                                     |
| 病 院               | 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。   |
| 精 神 病 院           | 精神病床のみを有する病院をいう。  |
| 結 核 療 養 所         | 結核病床のみを有する病院をいう。  |
| 一 般 病 院           | 精神病院及び結核療養所以外の病院をいう。  |
| 一 般 診 療 所         | 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。                               |
| 歯 科 診 療 所         | 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。   |
| 地 域 医 療 支 援 病 院   | 他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院をいう。（医療法第4条）               |
| 医 育 機 関 附 属 の 病 院 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行ふことに付随して設けられた病院及び分院をいう。（大学研究所附属病院を含む。）                              |
| 精 神 病 床           | 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。  |
| 感 染 症 病 床         | 感染症の患者を入院させるための病床をいう。   |
| 結 核 病 床           | 結核の患者を入院させるための病床をいう。  |
| 療 養 病 床           | 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。                                  |
| 一 般 病 床           | 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。   |
| 経過的旧その他の病床        | 旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、平成13年3月に「医療法等の一部を改正する法律」の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床をいう。（平成15年8月までの経過措置） |
| 経過的旧療養型病床群        | 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院する一群の病床をいう。（平成15年8月までの経過措置）  |
| その他の病床等           | 療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床（経過的旧療養型病床群を含む。）をいう。   |
| 一 般 病 床 等         | 一般病床及び経過的旧療養型病床群を除く経過的旧その他の病床をいう。   |
| 療 養 病 床 等         | 療養病床及び経過的旧療養型病床群をいう。  |
| 介護療養病床            | 療養病床のうち、「介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。   |

### (4) 基礎人口

人口動態統計は、日本人の日本における人口の動態事象であることから、各表において率の算出のための分母とした人口は、全国との比較がある表では国勢調査の行われた年においてはその按分済み日本人口、その他の年においては総務省統計局の推計人口による日本人人口を用いており、県単独の表では9月末日現在の宮城県住民基本台帳人口を用いている。

なお、医療施設調査・病院報告の各表においても国勢調査人口、推計人口を用いている。

## 2. 比率の解説

### (1) 人口動態統計

$$\text{出 生 率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死 亡 率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死 産 率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

(注) 死産率、自然死産率、人工死産率の出産数は、出生数と死産数の合計である。

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

(注) 周産期死亡率、妊娠満22週以後の死産率の出産数は、出生数と妊娠満22週以後の死産数の合計である。

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間の男子出生数}}{\text{年間の女子出生数}} \times 100$$

母の年齢（年齢階級）別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢（年齢階級）の母親が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女子のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢（年齢階級）別出生数}}{\text{年齢（年齢階級）別女子人口}} \right\}_{\text{15歳から49歳までの合計}}$$

本書においては、年齢5歳階級の母の年齢別出生数及び年齢別女子人口を用いて算出している。

このように年齢5歳階級で算出する場合には、合計した数値を5倍して求める。

$$\text{死 亡 性 比} = \frac{\text{年間の男子死亡数}}{\text{年間の女子死亡数}} \times 100$$

年齢（年齢階級）別死亡率（総数、男・女）

$$= \frac{\text{年間のある年齢（年齢階級）の死亡数（総数、男・女）}}{\text{10月1日現在における日本人（総数、男・女）のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率（年間）} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{年間の乳児死亡の男子死亡数}}{\text{年間の乳児死亡の女子死亡数}} \times 100$$

## (2) 医療施設調査・病院報告等、医師・歯科医師・薬剤師調査

$$\text{人口10万対施設数（病床数）} = \frac{\text{施設数（病床数、医療従事者数）}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間住院患者延数}}{\frac{1}{2} \times \{\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数}\}}$$

ただし、療養病床等については、次式による。

$$\frac{\text{年間住院患者延数}}{\frac{1}{2} \times [\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の}] \text{病床から移された患者数}} \text{病床へ移された患者数}$$

$$1\text{日平均在院患者数} = \frac{\text{年間住院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{(※)}} \quad \text{※平成28年は365日}$$

$$1\text{日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{(※)}} \quad \text{※平成28年は365日}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間住院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$\text{人口10万対医師（歯科医師・薬剤師）数（人）} = \frac{12月31日現在医師（歯科医師・薬剤師）数}{10月1日現在の人口} \times 100,000$$

### 3. 死因の分類

本書では、以下の死因の分類表を用いた。

#### (1) 死因簡単分類表

| 死因分類コード | 分類名                            | 死因分類コード | 分類名                          |
|---------|--------------------------------|---------|------------------------------|
| 01000   | 感染症及び寄生虫症                      | 06000   | 神経系の疾患                       |
| 01100   | 腸管感染症                          | 06100   | 髄膜炎                          |
| 01200   | 結核                             | 06200   | 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群               |
| 01201   | 呼吸器結核                          | 06300   | パーキンソン病                      |
| 01202   | その他の結核                         | 06400   | アルツハイマー病                     |
| 01300   | 敗血症                            | 06500   | その他の神経系の疾患                   |
| 01400   | ウイルス性肝炎                        | 07000   | 眼及び付属器の疾患                    |
| 01401   | B型ウイルス性肝炎                      | 08000   | 耳及び乳様突起の疾患                   |
| 01402   | C型ウイルス性肝炎                      | 09000   | 循環器系の疾患                      |
| 01403   | その他のウイルス性肝炎                    | 09100   | 高血圧性疾患                       |
| 01500   | ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病               | 09101   | 高血圧性心疾患及び心腎疾患                |
| 01600   | その他の感染症及び寄生虫症                  | 09102   | その他の高血圧性疾患                   |
| 02000   | 新生物<腫瘍>                        | 09200   | 心疾患(高血圧性を除く)                 |
| 02100   | 悪性新生物<腫瘍>                      | 09201   | 慢性リウマチ性心疾患                   |
| 02101   | 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>            | 09202   | 急性心筋梗塞                       |
| 02102   | 食道の悪性新生物<腫瘍>                   | 09203   | その他の虚血性心疾患                   |
| 02103   | 胃の悪性新生物<腫瘍>                    | 09204   | 慢性非リウマチ性心内膜疾患                |
| 02104   | 結腸の悪性新生物<腫瘍>                   | 09205   | 心筋症                          |
| 02105   | 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>        | 09206   | 不整脈及び伝導障害                    |
| 02106   | 肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>              | 09207   | 心不全                          |
| 02107   | 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>          | 09208   | その他の心疾患                      |
| 02108   | 脾の悪性新生物<腫瘍>                    | 09300   | 脳血管疾患                        |
| 02109   | 喉頭の悪性新生物<腫瘍>                   | 09301   | くも膜下出血                       |
| 02110   | 気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>            | 09302   | 脳内出血                         |
| 02111   | 皮膚の悪性新生物<腫瘍>                   | 09303   | 脳梗塞                          |
| 02112   | 乳房の悪性新生物<腫瘍>                   | 09304   | その他の脳血管疾患                    |
| 02113   | 子宮の悪性新生物<腫瘍>                   | 09400   | 大動脈瘤及び解離                     |
| 02114   | 卵巣の悪性新生物<腫瘍>                   | 09500   | その他の循環器系の疾患                  |
| 02115   | 前立腺の悪性新生物<腫瘍>                  | 10000   | 呼吸器系の疾患                      |
| 02116   | 膀胱の悪性新生物<腫瘍>                   | 10100   | インフルエンザ                      |
| 02117   | 中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>                | 10200   | 肺炎                           |
| 02118   | 悪性リンパ腫                         | 10300   | 急性気管支炎                       |
| 02119   | 白血病                            | 10400   | 慢性閉塞性肺疾患                     |
| 02120   | その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍> | 10500   | 喘息                           |
| 02121   | その他の悪性新生物<腫瘍>                  | 10600   | その他の呼吸器系の疾患                  |
| 02200   | その他の新生物<腫瘍>                    | 10601   | 誤嚥性肺炎                        |
| 02201   | 中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>              | 10602   | 間質性肺疾患                       |
| 02202   | 中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>            | 10603   | その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く) |
| 03000   | 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害           | 11000   | 消化器系の疾患                      |
| 03100   | 貧血                             | 11100   | 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍                  |
| 03200   | その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害       | 11200   | ヘルニア及び腸閉塞                    |
| 04000   | 内分泌、栄養及び代謝疾患                   | 11300   | 肝疾患                          |
| 04100   | 糖尿病                            | 11301   | 肝硬変(アルコール性を除く)               |
| 04200   | その他の内分泌、栄養及び代謝疾患               | 11302   | その他の肝疾患                      |
| 05000   | 精神及び行動の障害                      | 11400   | その他の消化器系の疾患                  |
| 05100   | 血管性及び詳細不明の認知症                  | 12000   | 皮膚及び皮下組織の疾患                  |
| 05200   | その他の精神及び行動の障害                  | 13000   | 筋骨格系及び結合組織の疾患                |
|         |                                | 14000   | 腎尿路生殖器系の疾患                   |
|         |                                | 14100   | 糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患             |
|         |                                | 14200   | 腎不全                          |
|         |                                | 14201   | 急性腎不全                        |

| 死因分類コード | 分類名                             | 死因分類コード | 分類名                                 |
|---------|---------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 14202   | 慢性腎臓病                           | 18100   | 老衰                                  |
| 14203   | 詳細不明の腎不全                        | 18200   | 乳幼児突然死症候群                           |
| 14300   | その他の腎尿路生殖器系の疾患                  | 18300   | その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの |
| 15000   | 妊娠、分娩及び産じょく                     |         | 傷病及び死亡の外因                           |
| 16000   | 周産期に発生した病態                      | 20000   | 不慮の事故                               |
| 16100   | 妊娠期間及び胎児発育に関連する障害               | 20100   | 交通事故                                |
| 16200   | 出産外傷                            | 20101   | 転倒・転落・墜落                            |
| 16300   | 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害             | 20102   | 不慮の溺死及び溺水                           |
| 16400   | 周産期に特異的な感染症                     | 20103   | 不慮の窒息                               |
| 16500   | 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害             | 20104   | 煙、火及び火炎への曝露                         |
| 16600   | その他の周産期に発生した病態                  | 20105   | 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露              |
| 17000   | 先天奇形、変形及び染色体異常                  | 20106   | その他の不慮の事故                           |
| 17100   | 神経系の先天奇形                        |         | 自殺                                  |
| 17200   | 循環器系の先天奇形                       | 20107   | 他殺                                  |
| 17201   | 心臓の先天奇形                         | 20200   | その他の外因                              |
| 17202   | その他の循環器系の先天奇形                   | 20300   | 特殊目的用コード                            |
| 17300   | 消化器系の先天奇形                       | 20400   | 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕                    |
| 17400   | その他の先天奇形及び変形                    | 22000   | その他の特殊目的用コード                        |
| 17500   | 染色体異常、他に分類されないもの                | 22100   |                                     |
| 18000   | 症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 22200   |                                     |

## (2) 選択死因分類表

社会的に関心の高い死因についてクロス集計等のより詳細な分析を行うための分類表であり、死因簡単分類表から選択したものである。

| 選択死因分類コード | 死因分類コード | 分類名                     | 選択死因分類コード | 死因分類コード | 分類名        |
|-----------|---------|-------------------------|-----------|---------|------------|
| Se01      | 01200   | 結核                      | Se18      | 09203   | その他の虚血性心疾患 |
| Se02      | 02100   | 悪性新生物<腫瘍><br>(再掲)       | Se19      | 09206   | 不整脈及び伝導障害  |
|           |         |                         | Se20      | 09207   | 心不全        |
| Se03      | 02102   | 食道の悪性新生物<腫瘍>            | Se21      | 09300   | 脳血管疾患      |
| Se04      | 02103   | 胃の悪性新生物<腫瘍>             |           |         | (再掲)       |
| Se05      | 02104   | 結腸の悪性新生物<腫瘍>            | Se22      | 09301   | くも膜下出血     |
| Se06      | 02105   | 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍> | Se23      | 09302   | 脳内出血       |
|           |         |                         | Se24      | 09303   | 脳梗塞        |
| Se07      | 02106   | 肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>       | Se25      | 09400   | 大動脈瘤及び解離   |
| Se08      | 02107   | 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>   | Se26      | 10200   | 肺炎         |
|           |         |                         | Se27      | 10400   | 慢性閉塞性肺疾患   |
| Se09      | 02108   | 脾の悪性新生物<腫瘍>             | Se28      | 10500   | 喘息         |
| Se10      | 02110   | 気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>     | Se29      | 11300   | 肝疾患        |
|           |         |                         | Se30      | 14200   | 腎不全        |
| Se11      | 02112   | 乳房の悪性新生物<腫瘍>            | Se31      | 18100   | 老衰         |
| Se12      | 02113   | 子宮の悪性新生物<腫瘍>            | Se32      | 20100   | 不慮の事故      |
| Se13      | 02119   | 白血病                     |           |         | (再掲)       |
| Se14      | 04100   | 糖尿病                     | Se33      | 20101   | 交通事故       |
| Se15      | 09100   | 高圧性疾患                   | Se34      | 20200   | 自殺         |
| Se16      | 09200   | 心疾患(高圧性を除く)<br>(再掲)     |           |         |            |
| Se17      | 09202   | 急性心筋梗塞                  |           |         |            |

(3) 死因年次推移分類表

主要な死因について、明治32年以降の時系列観察を目的とした分類表である。

| 死因年次推移<br>分類コード | 死因分類<br>コード | 分類名          | 死因年次推移<br>分類コード | 死因分類<br>コード | 分類名           |
|-----------------|-------------|--------------|-----------------|-------------|---------------|
| Hi01            | 01200       | 結核           | Hi10            | 11100       | 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍   |
| Hi02            | 02100       | 悪性新生物<腫瘍>    | Hi11            | 11300       | 肝疾患           |
| Hi03            | 04100       | 糖尿病          | Hi12            | 14200       | 腎不全           |
| Hi04            | 09100       | 高血圧性疾患       | Hi13            | 18100       | 老衰            |
| Hi05            | 09200       | 心疾患(高血圧性を除く) | Hi14            | 20100       | 不慮の事故<br>(再掲) |
| Hi06            | 09300       | 脳血管疾患        |                 |             | 交通事故          |
| Hi07            | 10200       | 肺炎           | Hi15            | 20101       |               |
| Hi08            | —           | 慢性気管支炎及び肺気腫  | Hi16            | 20200       | 自殺            |
| Hi09            | 10500       | 喘息           |                 |             |               |

(4) 乳児死因簡単分類表

乳児死亡について、重要な死因を把握するための分類表である。なお、乳児死亡を全体として概観する場合には、死因簡単分類表を使用する。

| 乳児死因<br>分類コード | 分類名                     | 乳児死因<br>分類コード | 分類名                           |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------------|
| Ba01          | 腸管感染症                   | Ba31          | 新生児の細菌性敗血症                    |
| Ba02          | 敗血症 <sup>注)</sup>       | Ba32          | その他の周産期に特異的な感染症               |
| Ba03          | 麻疹                      | Ba33          | 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害           |
| Ba04          | ウイルス性肝炎                 | Ba34          | その他の周産期に発生した病態                |
| Ba05          | その他の感染症及び寄生虫症           | Ba35          | 先天奇形、変形及び染色体異常                |
| Ba06          | 悪性新生物<腫瘍>               | Ba36          | 神経系の先天奇形                      |
| Ba07          | 白血病                     | Ba37          | 心臓の先天奇形                       |
| Ba08          | その他の悪性新生物<腫瘍>           | Ba38          | その他の循環器系の先天奇形                 |
| Ba09          | その他の新生物<腫瘍>             | Ba39          | 呼吸器系の先天奇形                     |
| Ba10          | 栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症      | Ba40          | 消化器系の先天奇形                     |
| Ba11          | 代謝障害                    | Ba41          | 筋骨格系の先天奇形及び変形                 |
| Ba12          | 髄膜炎                     | Ba42          | その他の先天奇形及び変形                  |
| Ba13          | 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群          | Ba43          | 染色体異常、他に分類されないもの              |
| Ba14          | 脳性麻痺                    | Ba44          | 乳幼児突然死症候群                     |
| Ba15          | 心疾患(高血圧性を除く)            | Ba45          | その他のすべての疾患                    |
| Ba16          | 脳血管疾患                   | Ba46          | 不慮の事故                         |
| Ba17          | インフルエンザ                 | Ba47          | 交通事故                          |
| Ba18          | 肺炎                      | Ba48          | 転倒・転落・墜落                      |
| Ba19          | 喘息                      | Ba49          | 不慮の溺死及び溺水                     |
| Ba20          | ヘルニア及び腸閉塞               | Ba50          | 胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引> |
| Ba21          | 肝疾患                     | Ba51          | その他の不慮の窒息                     |
| Ba22          | 腎不全                     | Ba52          | 煙、火及び火炎への曝露                   |
| Ba23          | 周産期に発生した病態              | Ba53          | 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露        |
| Ba24          | 妊娠期間及び胎児発育に関連する障害       | Ba54          | その他の不慮の事故                     |
| Ba25          | 出産外傷                    | Ba55          | 他殺                            |
| Ba26          | 出生時仮死                   | Ba56          | その他の外因                        |
| Ba27          | 新生児の呼吸窮促>               |               |                               |
| Ba28          | 周産期に発生した肺出血             |               |                               |
| Ba29          | 周産期に発生した心血管障害           |               |                               |
| Ba30          | その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 |               |                               |

注) :「敗血症」には、”新生児の細菌性敗血症”を含まない。

(5) 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

我が国の死亡に占める割合の高い疾患を特定するための死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目である。それぞれ、死因分類表及び乳児死因分類表から主要な死因を選定したものである。

① 死因順位に用いる分類項目

| 分類名              | 死因分類コード | 分類名              | 死因分類コード |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 腸管感染症            | 01100   | インフルエンザ          | 10100   |
| 結核               | 01200   | 肺炎               | 10200   |
| 敗血症              | 01300   | 急性気管支炎           | 10300   |
| ウイルス性肝炎          | 01400   | 慢性閉塞性肺疾患         | 10400   |
| ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病 | 01500   | 喘息               | 10500   |
| 悪性新生物<腫瘍>        | 02100   | 誤嚥性肺疾患           | 10601   |
| その他の新生物<腫瘍>      | 02200   | 間質性肺疾患           | 10602   |
| 貧血               | 03100   | 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍      | 11100   |
| 糖尿病              | 04100   | ヘルニア及び腸閉塞        | 11200   |
| 血管性及び詳細不明の認知症    | 05100   | 肝疾患              | 11300   |
| 髄膜炎              | 06100   | 皮膚及び皮下組織の疾患      | 12000   |
| 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群   | 06200   | 筋骨格系及び結合組織の疾患    | 13000   |
| パーキンソン病          | 06300   | 糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患 | 14100   |
| アルツハイマー病         | 06400   | 腎不全              | 14200   |
| 眼及び付属器の疾患        | 07000   | 妊娠、分娩及び産じょく      | 15000   |
| 耳及び乳様突起の疾患       | 08000   | 周産期に発生した病態       | 16000   |
| 高血圧性疾患           | 09100   | 先天奇形、変形及び染色体異常   | 17000   |
| 心疾患(高血圧性を除く)     | 09200   | 老衰               | 18100   |
| 脳血管疾患            | 09300   | 乳幼児突然死症候群        | 18200   |
| 大動脈瘤及び解離         | 09400   | 不慮の事故            | 20100   |
|                  |         | 自殺               | 20200   |
|                  |         | 他殺               | 20300   |

注：「敗血症」には、”新生児の細菌性敗血症”を含まない。

”新生児の細菌性敗血症”は「周産期に発生した病態」に、”高血圧性心疾患”は「高血圧性疾患」に含まれる。

② 乳児死因順位に用いる分類項目

| 分類名                | 乳児死因分類コード | 分類名                 | 乳児死因分類コード |
|--------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 腸管感染症              | Ba01      | 肺炎                  | Ba18      |
| 敗血症                | Ba02      | 喘息                  | Ba19      |
| 麻疹                 | Ba03      | ヘルニア及び腸閉塞           | Ba20      |
| ウイルス性肝炎            | Ba04      | 肝疾患                 | Ba21      |
| 悪性新生物<腫瘍>          | Ba06      | 腎不全                 | Ba22      |
| その他の新生物<腫瘍>        | Ba09      | 妊娠期間及び胎児発育に関連する障害   | Ba24      |
| 栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症 | Ba10      | 出産外傷                | Ba25      |
| 代謝障害               | Ba11      | 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 | Ba26～Ba30 |
| 髄膜炎                | Ba12      | 周産期に特異的な感染症         | Ba31～Ba32 |
| 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群     | Ba13      | 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害 | Ba33      |
| 脳性麻痺               | Ba14      | 先天奇形、変形及び染色体異常      | Ba35      |
| 心疾患(高血圧性を除く)       | Ba15      | 乳幼児突然死症候群           | Ba44      |
| 脳血管疾患              | Ba16      | 不慮の事故               | Ba46      |
| インフルエンザ            | Ba17      | 他殺                  | Ba55      |

注：「敗血症」には、”新生児の細菌性敗血症”を含まない。

”新生児の細菌性敗血症”は「周産期に特異的な感染症」に含まれる。